国外財産調書の提出制度について

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、国外財産の価額の合計額が 5,000 万円を超える方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」といいます。）を、翌年の３月 15 日までに、住所地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました（最初の提出期限は、平成 26 年３月 17 日（月）となっています）。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付してください。

※　国外財産調書（合計表）の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

【国外財産調書（合計表）の記載例】

（調書）

平成 25 年 12 月 31 日分　国外財産調書

国外財産を有する者		
	住所（又は事業所、事務所、居所など）	東京都千代田区霞が関３－１－１
	氏名	国税　太郎

国外財産の区分	種類	用途	所在	数量	価額	備考
預貯金	定期預金	一般用	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ○○州△△XX 通り 40（XX 銀行○○支店）		12,000,000	
有価証券	株式（○○Inc.）	一般用	ｱﾒﾘｶ△△州○○市 XX 通り 321（○○securities, Inc.）	10,000 株	3,300,000	
合計額					70,000,000	

（摘要）

（合計表）

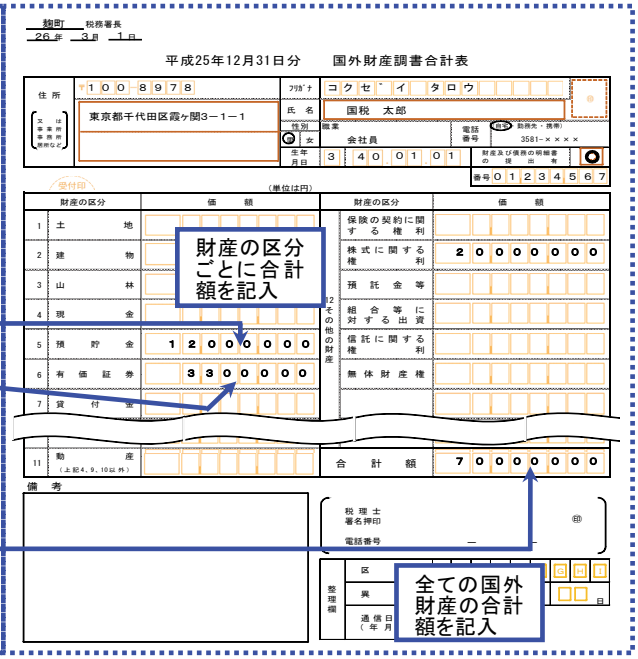

（注）　国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書については、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

○　その他の措置

①　国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が５％減額されます。

②　国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が５％加重されます。

③　国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、情状により、その刑が免除される場合もあります（※）。

※　平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

非居住者又は外国法人に対して報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について

非居住者又は外国法人に対して、国内において行う人的役務の提供の対価として報酬等の支払をする場合には、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」又は「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」を提出する必要があります。ただし、支払金額が年間50万円以下の場合は提出の必要はありません。

なお、日本と情報交換の規定を有する租税条約等を締結している各国（27ページ【日本と情報交換の規定を有する国の一覧】参照）に住所がある方の支払調書については、２枚提出してください。